また、以下の条件を満たす機関のみＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）に係る本審査を申請できるものとする。

・　当該申請項目に関してＧＣ／ＭＳ法（従来法）の一貫分析機関の受注資格で平成23年度に有効なものを申請時点で既に保有しているか、又は、平成23年度の同資格を申請する機関であること。（なお、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の受注資格が認められなかった申請項目については、ＧＣ／ＭＳ法（簡易分析法）の受注資格は認められない。）

２．提出書類及び注意事項

⑴　申請書（様式１）

⑵　申請項目及び作業（別表１－３）

⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）

⑷　別表２－３の審査用資料（資料には作成日を記述すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。また、必要に応じ追加資料の提出要請又はヒアリングを実施することがあるので留意願いたい。）

⑸　申請対象となる作業の範囲は、一貫分析機関のみとする。

⑹　申請に際しては、平成22年３月に策定された「排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（機器分析法）」、又は平成21年３月に策定された「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」を用いることとする。

⑺　提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成23年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第４　共通事項

１．提出期間及び提出方法

平成22年10月12日から10月15日まで。原則、郵送で提出することとし、10月15日までに環境省に到着したものを審査対象とする。（ただし、生物検定法に関する審査における、別表２－２の「２．技術的事項」のうち、「２－５－１」の模擬試料の測定に係る品質保証・品質管理結果報告書の提出は、「第２　生物検定法に関する審査　１．審査の申請」のとおり、試料配付日から平成22年11月19日までとする（提出期限の当日消印有効）。）

※提出書類の送付に当たっては、配達の記録が確認できるようにすること。なお、審査用資料は別表２－１、２－２又は２－３の右欄に掲げる資料番号ごとに整理し、明確にすること。

２．審査期間

平成22年10月16日から平成23年２月28日まで

３．審査項目

審査項目及び審査用資料は別表２－１、別表２－２、別表２－３のとおりである。

４．審査結果の公表

審査の結果、ダイオキシン類に係る環境測定の精度管理を的確に実施できると認められた機関については、その名称及び申請項目を公表する。その期日は次のとおりである。

平成23年３月１日

なお、審査結果については、平成23年３月11日から３月16日まで（12日、13日を除く。）の４日間に限り説明を行うので、説明を受けたい機関は審査結果の公表後、下記９．まで連絡されたい。

５．資格有効期間

・ＧＣ／ＭＳ法（従来法）に関する審査

受注資格の有効期間は、平成23年度から25年度までの３年間とする。ただし、平成23年度の受注資格を既に有している機関が申請項目を追加申請し又は作業の範囲を拡げて改めて申請し合格した場合には、当該申請項目又は作業の範囲に係る受注資格の有効期間は、既に有している受注資格の有効期限までとする。

・生物検定法に関する審査

受注資格の有効期間は、平成23年度及び24年度の２年間とする。ただし、平成23年度の受注資格を既に有している機関が申請項目又は測定方法を追加申請し合格した場合には、当該申請項目又は測定方法に係る受注資格の有効期間は、既に有している生物検定法に係る受注資格の有効期限までとする。

・ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）に関する審査

受注資格の有効期間は、平成23年度から25年度までの３年間とする。ただし、平成23年度のＧＣ／ＭＳ法（従来法）の受注資格を既に有している機関がその資格を有する項目について、ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）の受注資格を申請し、又はＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）に係る測定方法を追加申請し、合格した場合には、当該申請項目又は測定方法に係る受注資格の有効期間は、既に有しているＧＣ／ＭＳ法（従来法）に係る受注資格の有効期限までとする。

６．現地調査

提出書類に基づき審査を行うが、必要に応じて現地調査を実施することもある。その際には事前に連絡をした上で実施するが、これを拒否した場合には、申請を却下することもある。

７．受注資格の取消しについて

「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」（平成13年３月環境省制定、平成22年３月31日改訂、以下「外部精度管理指針」という。）に基づく査察等で申請内容と実際の精度管理とに相違があると認められた場合には、受注資格を取り消すことがある。

８．資格の承継

受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部の譲渡又は当該法人について相続、合併若しくは分割（受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部を承継する場合に限る。）がある場合で、事業所の管理システム（指針第１部総括的事項に記載された内容）のみの変更であって、指針及び外部精度管理指針に基づき、変更後の組織が引き続き的確な精度管理を確保できると認める場合は、資格を承継するものとする。受注資格の承継を行おうとする場合は、下記９．宛てにあらかじめ、新旧法人名称及び事業所の管理システム等の変更内容を記載した書類を提出すること。

９．資料提出先及び本件についての問い合わせ先

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

所在地：〒100―8975　東京都千代田区霞が関１－２－２

電話：03（3581）3351（代表）　内線6579

様式１　申請書

整理番号	
受理年月日	平成　　年　　月　　日

ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査受注資格審査申請書

平成　　年　　月　　日

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室　宛て

申請者　氏名又は名称

住所又は所在地

法人にあってはその代表者の氏名　印

電話番号　　（　　）

平成23年度に環境省が実施する（ＧＣ／ＭＳ法（従来法）・生物検定法・ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法））によるダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注資格に係る審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称	
申請者の住所又は所在地	
測定機関名称	
測定機関所在地	